

北海道受動喫煙防止条例の施行後の状況について

1、趣旨

令和2（2020）年3月に「北海道受動喫煙防止条例」を制定（令和2年4月1日から施行（令和3年4月1日全面施行））。この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとしており、令和7年度が該当年度となる。

2、本条例の推進状況

(1) 受動喫煙対策の状況

本条例では、受動喫煙を防止するための措置として4点（第一種施設における受動喫煙の防止の措置、第二種施設における受動喫煙の防止の措置、屋外の施設における受動喫煙の防止の措置、飲食店の禁煙標識の掲示）設定しており、これらについて、各種調査結果を踏まえ、次のとおり評価。

	R2からの状況	推進プラン目標値の達成状況
第15条関係 第一種施設における受動喫煙の防止の措置 〈学校等の敷地内における受動喫煙防止措置の実施率〉	改善	目標値に達している
第16条関係 第二種施設における受動喫煙の防止の措置 〈屋外での受動喫煙の防止の措置を講ずる第二種施設の割合〉	改善	目標値に達している
第17条関係 屋外の施設における受動喫煙の防止の措置 〈受動喫煙防止対策を実施する都市公園（屋外）の実施率〉	改善	目標値に達している
第18条関係 飲食店の禁煙標識の掲示 〈禁煙としている飲食店等における禁煙表示の実施率〉	悪化しているが改善傾向にある	目標値に達していないが改善傾向にある

ア、第一種施設における受動喫煙の防止の措置（第15条関係）

第一種施設のうち、令和3年度より全ての保育所、認可外保育施設、幼稚園、認定こども園、小・中・高校等で敷地内禁煙としており、その対策が継続されている。

〈学校等の敷地内における受動喫煙防止措置の実施率〉

	R2	R3	R4	R5
敷地内で受動喫煙防止措置を実施する保育所、認可外保育施設、幼稚園、認定こども園、小・中・高校等	99.7%	100%	100%	100%

出典：北海道保健福祉部調査

イ、第二種施設における受動喫煙の防止の措置（第16条関係）

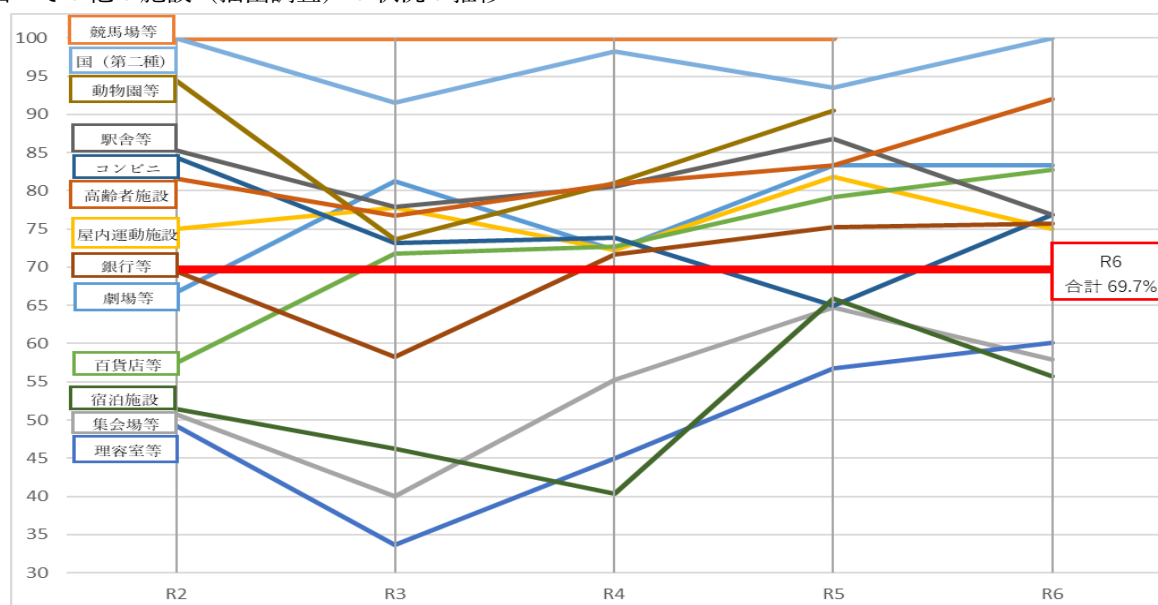
第二種施設の屋外の受動喫煙対策を講じている割合は、令和6年度で市町村管理施設で96.1%、その他施設で69.7%である。「市町村管理施設」、「国の機関」、「競馬場」、「高齢者施設」などで対策が進んでいる一方で、「集会場等」、「理容室等」、「宿泊施設」での対策に遅れがみられているものの、調査開始時より改善傾向にある。

〈屋外での受動喫煙の防止の措置を講ずる第二種施設の割合〉

区分		屋外対策あり				
		R2	R3	R4	R5	R6
市町村管理施設	図書館	93.5%	97.8%	98.9%	98.3%	98.9%
	公民館	75.4%	79.8%	84.2%	87.0%	96.4%
	体育館	90.6%	96.1%	96.8%	97.9%	97.2%
	美術館	86.7%	95.7%	96.4%	96.4%	96.5%
	入浴施設	77.7%	84.2%	86.7%	88.1%	89.5%
	合計	88.3%	87.8%	90.5%	91.3%	96.1%
その他の施設（抽出調査）	劇場等	66.7%	81.3%	72.2%	83.3%	83.3%
	競馬場等	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—
	集会場等	50.8%	40.0%	55.2%	64.7%	57.9%
	屋内運動施設	75.0%	77.8%	72.2%	81.8%	75.0%
	理容室等	49.2%	33.6%	40.5%	56.8%	60.1%
	百貨店等	57.5%	71.8%	72.7%	79.2%	82.8%
	コンビニエンスストア	84.4%	73.2%	73.9%	65.0%	76.9%
	銀行等	69.5%	58.3%	71.7%	75.3%	75.7%
	駅舎等	85.3%	77.9%	80.6%	86.8%	76.9%
	動物園等	94.4%	73.6%	81.0%	90.5%	—
	高齢者施設	81.6%	76.8%	80.9%	83.3%	92.0%
	宿泊施設	51.4%	46.2%	40.4%	65.9%	55.7%
	国の機関（第二種施設）	100.0%	91.5%	98.2%	93.5%	100.0%
	合計	66.3%	58.8%	66.1%	70.9%	69.7%

出典：北海道保健福祉部調査（抽出調査）

図：その他の施設（抽出調査）の状況の推移



ウ、屋外の施設における受動喫煙の防止の措置（第17条関係）

禁煙のほか、特定屋外喫煙場所と同等の措置等を講じる都市公園は令和6年度で20.3%であり、改善傾向にある。

〈受動喫煙防止対策を実施する都市公園（屋外）の実施率〉

	R2	R3	R4	R5	R6
屋外において特定屋外喫煙場所と同等の措置を講じている等受動喫煙防止対策を実施している都市公園	17.3%	17.1%	17.5%	19.8%	20.3%

出典：北海道保健福祉部調査

エ、飲食店の禁煙標識の掲示（第18条関係）

飲食店の禁煙標識の掲示については、年々減少傾向にあったが令和6年度で75.2%と増加している。また、93.8%の飲食店で禁煙または分煙にするなどの防止措置が講じられている。

〈禁煙としている飲食店等における禁煙表示の実施率〉

	R2	R3	R4	R5	R6
店内禁煙である旨を記載した標識を掲示している飲食店及び喫茶店	81.5%	78.6%	74.6%	68.9%	75.2%

出典：北海道保健福祉部調査

〈禁煙や分煙等の受動喫煙防止措置を講ずる飲食店の割合〉

	R2	R3	R4	R5	R6
受動喫煙防止措置を講ずる飲食店の割合	82.2%	81.3%	84.9%	92.9%	93.8%

出典：北海道保健福祉部調査（抽出調査）

（2）道民の状況

- ・成人喫煙率は20.1%であり、全国平均16.1%を上回るものの、減少傾向である。
- ・受動喫煙の機会を有する者の割合は家庭、職場、飲食店のいずれも減少している。

〈成人喫煙率〉

	北海道	全国
2016年	24.7%	19.8%
2019年	22.6%	18.3%
2022年	20.1%	16.1%

出典：国民生活基礎調査（厚生労働省）

〈受動喫煙の機会を有する者の割合〉

家庭		職場		飲食店	
H28	R4	H28	R4	H28	R4
18.4%	7.7%	25.2%	16.2%	41.7%	17.0%

※現在喫煙者含む

出典：令和5年度第1回受動喫煙防止対策専門部会資料
：平成28年度健康づくり道民調査

（3）その他

「令和7年度税制改正の大綱」において、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置により、令和8年4月よりたばこ税の見直しについて示された。

たばこ価格の値上げに伴って、喫煙率が低下することが見込まれ、望まない受動喫煙の機会が減少することが推察される。

3、本条例制定時に寄せられた意見のうち、条例掲載を見送った事項

検討事項	本条例制定時の検討結果
加熱式たばこの規制について	<p>加熱式たばこは、国の検討会において、主流煙に健康に影響を与える有害物質が含まれていることは明らかであるが、販売されて間もないこともあり、現時点までに得られた科学的知見では、<u>加熱式たばこの受動喫煙による将来の健康影響を予測することは困難</u>であり、今後も研究や調査を継続していくことが必要とされている。</p> <p>条例制定後においては、国における検討状況や道が実施する受動喫煙防止対策の推進状況などを踏まえ、適時、条例の見直しに向けた検討を行っていく考え。</p>
サードハンドスモークについて	<p>三次喫煙は近年社会的な問題となってきたことから、その重要性に鑑み、<u>基本計画の中に位置付け、普及啓発を中心に取組を進めていく</u>考え。</p>

4、国における改正健康増進法の施行状況の検討について

望まない受動喫煙の防止を図るため、平成30年（2018年）7月25日に「健康増進法の一部を改正する法律」（いわゆる改正健康増進法）が公布され、令和元年（2019年）7月1日から一部施行となり、「学校・病院・児童福祉施設等・行政機関の庁舎等」では敷地内が禁煙、令和2年（2020年）4月1日からは全面施行となり、学校・病院・児童福祉施設等・行政機関の庁舎等以外の多数の人が利用する様々な施設が原則屋内禁煙、また、経営規模の小さな既存飲食店は、直ちに喫煙専用室等を設けることが事業継続に影響を与えることが考えられることから、経過措置として喫煙可能室の設置を可能としているところ。

この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。とされており、令和7年が当該年度となる。

令和8年1月の通常国会までに決定される予定であり、検討スケジュールの詳細は不明であるが、経営規模の小さな既存飲食店に対する経過措置が主な検討のポイントと推察する。令和7年4月以降に開催される国の検討委員会等の動向を注視する必要がある。